

事 務 連 絡

平成 20 年 7 月 14 日

地方獣医師会事務局担当役員

地方獣医師会事務局長 各位

社団法人 日本獣医師会

専務理事 大 森 伸 男

## **獣医療広告ガイドライン等の農林水産省ホームページへの 掲載について**

獣医療法第 17 条の規定に基づく広告の制限に関しては、先に、獣医療法施行規則の一部を改正する省令（広告制限の特例に関する事項の追加等）の公布について（平成 20 年 1 月 16 日付け 19 日獣発第 238 号）により、広告しても差し支えない事項の追加と広告の方法その他の事項についての必要な制限が新たに定められ、本年 8 月 1 日に施行される旨を、さらに、獣医療広告適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン等）について（平成 20 年 6 月 9 日付け 20 日獣発第 78 号）により、改正省令の円滑な施行に資するため、獣医療に関する広告適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン等）が定められ、各都道府県知事に通知された旨をお知らせしたところですが、今般、平成 20 年 7 月 8 日付け農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課獣医事担当補佐・小動物獣医療担当補佐の事務連絡（別添写し）により、①前記の獣医療広告ガイドライン等と併せて「獣医療広告ガイドラインに関する Q & A（事例集）」が農林水産省ホームページ

(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/index.html>)に公開されたこと、②都道府県担当者を対象とした獣医療広告講習会において、地方獣医師会との連携及び獣医療広告ガイドライン等の地域獣医師への周知徹底を依頼したことについて通知があり、本会会員への周知と獣医事行政への協力依頼があったのでお知らせします。



事 務 連 絡

平成20年7月8日

社団法人日本獣医師会

専務理事 大森伸男 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課

獣医事担当補佐・小動物獣医療担当補佐

獣医療における広告規制及び広告適正化のための監視指導に  
関する指針（獣医療広告ガイドライン）等の公開について

日頃から獣医事行政にはご協力いただき、感謝申し上げます。

本日、「獣医療に関する広告の制限及びその適正化のための監視指導に関する指針（獣医療広告ガイドライン）等について」（平成20年6月3日付け19消安第12573号消費・安全局長通知）及び「獣医療広告ガイドラインに関するQ&A（事例集）」を農林水産省ホームページに公開しましたのでお知らせします。アドレスは以下のとおりです。

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/zyui/index.html>

（ホーム＞消費・安全＞獣医師、獣医療の順で開けることができます。）

なお、先月24日には都道府県担当者を対象に獣医療広告講習会を開催し、その中で地方獣医師会との連携及び獣医療広告ガイドライン等の地域獣医師への周知徹底をお願いしましたので、その旨、各地方獣医師会へもご連絡いただくとともに、都道府県の獣医事行政への積極的なご協力をお願いいたします。

## 獣医療広告ガイドラインに関する Q & A（事例集）

（平成20年7月8日作成）

### 【広告制限の対象範囲】

問1 ホームセンターのペットショップの店員が、来店者の意思に関係なくある動物病院での獣医療サービスを口頭で説明、勧誘しているのを見かけました。これは違反広告に当たりますか。

（答）

口頭による勧誘等であっても、「誘引性」、「特定性」、「認知性」の全ての要件に該当すると飼育者等が認識できる場合には、広告に該当します。また、獣医師以外の関係者が広告を行う場合であっても、広告制限の対象者とされます。したがって設問の場合、広告制限の対象となり得ますが、その内容が法令により規定された広告可能な事項及び獣医師又は診療施設の業務に関する技能、療法又は経歴に関する事項以外の事項であれば、違反広告には当たりません。

問2 新聞に、ある個人が、犬の治療についての体験談を特定の診療施設名を明らかにして投稿したものが載っていました。これは違反広告に当たりますか。

（答）

原則として、体験談は個人が特定の診療施設を推薦したにすぎず、広告には当たりません。しかしながら個人が、その診療施設の関係者であることが判明した場合は広告として扱われることとなり、投稿内容の違法性が判断されることになります。

### 【広告が制限されている事項】

問1 治療時間を広告することは可能でしょうか。  
例) 犬の去勢手術〇〇分でできます。

（答）

治療（手術）時間については、標準となる目安はなく、時間を小さく表示しても長く表示しても、いずれも飼育者を誤認させる可能性があることから、比較又は誇大広告と考えられ、広告することはできません。

問2 次の事項は広告可能でしょうか。

- ① 安価にて健康診断を行います。
- ② 手軽に健康診断が受けられます。
- ③ ワクチン接種と健康診断でセット割引となります。

(答)

- ① 「安価にて」は、費用の広告が制限された趣旨（費用広告は低価格競争による獣医療の質の低下を招き、社会的招くおそれが懸念される。）を踏まえると、費用広告であると考えられ、広告することはできません。
- ② 「手軽に」は何と比較して「手軽」であるか不明であり、客観的な事実と証明できないため、誇大広告と考えられ、広告することはできません。
- ③ 「セット割引」は費用の広告が制限された趣旨を踏まえると、費用広告であると考えられ、広告することはできません。

なお、診療施設において動物用医薬品（例えば〇〇検査キット）の販売・授与を行っているとき受け取られる広告（WEB ページを含む）は、薬事法に抵触します。

問3 ある製薬メーカーが販売しているフィラリア予防薬の獣医師向けパンフレットを動物病院の待合室におきたいと思ったのですが、法律違反になると聞きました。フィラリア症の予防を行うことは広告可能となったため、どんな薬を使っているのか知ってもらおうとしたのですが、何が問題なのでしょう。

(答)

診療施設において、医薬品の販売名等を不特定の飼い主が見ることができるようになってしまうと、これは獣医師が特定の医薬品を指定又は推薦している広告とみなされるため、薬事法に抵触します。

問4 フィラリア症の予防を行うことを広告したところ、飼育者から「薬だけ欲しい」と言われました。そこで「フィラリア予防薬販売しています」と広告を出したいのですが可能でしょうか。

(答)

診療施設において動物用医薬品の販売・授与を行っているとき受け取られる広告（WEB ページを含む）は薬事法に抵触することから、フィラリア予防薬の販売を行っている旨の広告を行うことはできません。

※1 獣医師免許を受けていても、医薬品の販売はできません。例えば「〇〇薬3日分」として飼育者に渡されることがありますが、これは獣医師の処方に基づかなければなりません。

※2 とりわけ要指示医薬品については、獣医師法において「獣医師は、自ら診察しないで投与若しくは処方をしてはならない」と規定されています。

## 【広告可能な事項】

問1 経歴について、以下を広告することは可能でしょうか。

- ① ○○大学獣医学博士
- ② 米国等獣医療における専門性資格に関する制度が確立された地域で得た専門性資格
- ③ D. V. M.

① 獣医療法上は広告可能です。

なお、学位規則（昭和28年4月1日文部省令第9号）第11条では「学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学評価・学位授与機構の名称を付記するものとする。」とされており、「博士（獣医学）（○○大学）」のような表記が適当と考えられます。

② どのような専門性資格であっても、現時点では学位又は称号とみなすことはできないため、広告はできません。

③ 英語表記であっても、それが学位又は称号とみなせる場合は広告可能です。

問2 経歴について、「ペットの伝染病撲滅や公衆衛生に貢献してまいりました」のような文言を広告に記載することは可能でしょうか。

（答）

「ペットの伝染病撲滅や公衆衛生に貢献してまいりました」は獣医師又は診療施設の業務に関する経歴に該当し、かつ、法令により規定された広告可能な事項には該当しませんので、広告することはできません。

なお、「小さいころから動物が大好きでした」「青年海外協力隊に参加してまいりました」のような文言は、獣医師又は診療施設の業務とは関係ないものと判断されますので、広告可能です。

問3 「外科手術の実施」を広告することは可能でしょうか。

（答）

「外科手術」、「手術」などは、予防あるいは治療を実施するにあたっての技術に関する表現であるため、獣医師又は診療施設の業務に関する技能又は療法に該当し広告することはできません。手術に関し広告できるのは「犬猫の避妊去勢手術を行うこと」のみです。

問4 去勢・避妊手術及び予防接種を行っているイラストや写真を広告することは可能でしょうか。

(答)

広告制限の特例とされている技能又は療法に関する事項については、イラストや写真を用いて広告することは可能です。しかしながら、例えば避妊手術時の開腹部分の写真は、飼育者等に不快感を与えかねず不相当と考えます。

なお、手術等にかかる費用を連想させるようなイラストや写真を併せて載せることはできません。

問5 「フェレットにもジステンパーワクチンをしています」と広告することは可能でしょうか。

(答)

広告制限の特例として予防注射を行っていることは、広告可能となりましたが、フェレットを対象とするワクチンは薬事法上承認されていないため、広告はできません。

問6 健康診断に伴い実施する検査を広告したいのですが、どの検査であれば広告できるのでしょうか。

(答)

健康診断とは、疾病の診断・治療を目的とした通常診療とは別に、飼育者が気づいていない疾病の早期発見等のため、予防的に健康か否か診断することを意味するものです。したがって「血液一般検査」、「尿検査」、「エックス線撮影」等を広告することは可能ですが、特定の疾病名を付した「〇〇病の診断検査」は広告できません。また現時点で獣医学的又は社会的に広く定着していると認められない検査は広告できません。

なお、獣医学的又は社会的に広く定着しているか否かは個別に判断することとしています。

問7 具体的な技能・療法に該当しない「初診料無料」や「診療費割引」等の表現は、平成20年8月1日以降も引き続き広告に使用できるのでしょうか。

(答)

従来より獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に関する事項以外の事項であることから広告可能と認められていた事項については、引き続き広告は可能です。

しかしながら、今般、費用の広告が制限された趣旨を踏まえると、このような広告は好ましくないと考えます。

問8 ペットショップやホームセンター内に、「動物病院紹介します」と記載された大きな看板を設置することは可能でしょうか。

(答)

「動物病院紹介します」は、獣医師又は診療施設の業務に関して、その技能、療法又は経歴に関する事項には該当しませんので、このような看板の設置は可能です。

しかしながら、「がん治療を行っている動物病院紹介します」のように、技能又は療法を表示し特定の診療施設を紹介する場合は、看板を設置することはできません。

問9 「健康チェッククリニック」や「レーザー療法クリニック」など、技能・療法に係る事項を動物病院の名称に使用することは可能でしょうか。

(答)

診療施設が使用する名称を制限する規定はありませんが、その名称を看板等により広告した場合は、広告の制限を受けることとなります。設問の場合、「健康チェッククリニック」は、「健康チェック」が広告制限の特例とされている技能又は療法に関する事項の「健康診断」とみなされますので、このまま広告することは可能ですが、「レーザー療法クリニック」の「レーザー療法」は、広告制限の特例とされている事項ではなく、したがってこのままの名称では広告はできません。



## 【広告の苦情相談への対応】

問1 私は診療施設の開設にあたり、広告を出したいと思っておりますが、知り合いの獣医師から広告に制限があることを教えられました。詳しくはどちらに相談すればよいのでしょうか。

(答)

診療施設の所在地の都道府県獣医事担当課若しくは家畜保健衛生所にご相談下さい。違反広告を未然に防ぐ観点から都道府県と地方獣医師会が連携し、獣医療に関する広告の適切な実施について説明に当たっておりますので、所属する地方獣医師会からも情報が得られます。

## 【その他】

問1 最近、ある臨床検査センター（送付された検体の検査のみを行う施設）が「犬の心臓病検診」の広告を行っています。臨床検査センターは診療施設には該当しないため、このような広告は可能でしょうか。

「犬の心臓病検診」は獣医師法上の診療行為に該当します。したがって獣医師の業務に関する技能又は療法とみなされるため、広告制限の対象となります。

なお、獣医師以外の者は診療を業務とすることはできませんので、WEB ページのように獣医療法上は広告とはみなされない形で情報提供される場合であっても、獣医師法違反として取り締まられることとなります。

※ 獣医師が犬の心臓病検診に関する検査を実施している場合、獣医師法違反とはなりませんが、「心臓病検診」は広告制限の特例とされている技能又は療法に関する事項ではありませんので、広告はできません。